

東村山市地域公共交通会議条例

平成 23 年 6 月 29 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 東村山市(以下「市」という。)における公共交通の利便の確保及び向上を図るため、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条第 4 項及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 9 条の 3 の規定に基づき、東村山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 交通会議は、コミュニティバス運行事業その他の公共交通に関する必要な事項について協議する。

(組織)

第 3 条 交通会議は、次の各号に掲げる者で、市長が委嘱する委員 16 人以内をもって組織する。

- (1) 市長が指名する市の職員 3 人
- (2) 一般旅客自動車運送事業者 3 人
- (3) 前号に規定する事業者が組織する団体の推薦する者 1 人
- (4) 公募市民 4 人以内
- (5) 関東運輸局東京運輸支局長が指名する者 1 人
- (6) 第 2 号に規定する事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の推薦する者 1 人
- (7) 東京都道路管理者が指名する者 1 人
- (8) 東村山警察署長が指名する交通担当の警察官 1 人
- (9) 学識経験者 1 人

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 交通会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 交通会議の庶務は、都市環境部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年東村山市条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

公共交通に対する基本的な考え方

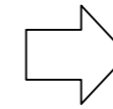
市内の交通不便地域の解消・高齢者及び障害者の移動手段 = 誰もが利用でき、何処へでも出掛けることができる。
『賑わい・活気ある“まちづくり”に貢献する』

平成 15 年 1 月	グリーンバス運行開始	(東村山駅～多摩北部医療センター～新秋津駅)
平成 20 年 2 月	新規路線運行開始	(久米川町循環・諏訪町循環)
	・ 3 路線 4 系統の運行	・ バス車両 5 台 (平成 23 年 5 月現在)
利用者数	年間 418,685 人 (21 年度) = 18 年度 436,229 人の約 96%	

《 公共交通のあり方 》

- ・ 新規路線を望む市民ニーズの増大
- ・ (既存路線) 利用者の減少
- ・ 補助金 (公費負担) の増大

コミュニティバス事業の開始から 7 年が経過し、市内の公共交通の課題の抽出や今後のあり方について検討する必要がある。



東村山市公共交通を考える会

《 東村山市公共交通を考える会 》

当市のコミュニティバス事業に対する現状や課題等に対する意見や考え方を整理するため、平成 22 年 8 月から平成 23 年 1 月までの間、5 回に渡って開催された。

- ・ **交通不便地域の考え方**
鉄道駅から 600m、バス停から 300m。このほか土地の高低差や運行数が極端に少ない地域についても配慮する。
- ・ **乗降調査を踏まえた現状の利用実態**
一定程度平均的に利用されている路線、利用者数が伸びている路線、利用者数の少ない路線などの利用実態を考慮し、持続できる地域交通としての事業充実を図る。
- ・ **運賃とサービス水準**
多摩地域におけるコミュニティバスの運賃形態を踏まえ、増加傾向にある公費負担 (平成 21 年度・約 4,800 万円) と運賃形態を変更した場合のシミュレーションを行うとともに、利用者にとって望まれるバス事業としてのサービス水準の向上を図る。
- ・ **車両の老朽化**
コミュニティバス運行開始から約 8 年が経過し、車両更新の時期を迎えている。車両更新にあたっては、環境に配慮するとともに道路状況等を踏まえた車両選定を考慮する。

《 公共交通に対する基本的な考え方 》

平成 23 年 3 月、検討内容をまとめた報告書を市長へ提出

基本方針

民間路線バス事業者と公共交通網の更なる充実を目指し、連携を図る。
地域のニーズを調査し、地域に合った交通手段の確保を進めていく。

具体的方針

既存コミュニティバス路線
地域住民の意見を取り入れた持続可能な路線への見直しを行い、利用しやすい運行を目指す。
既存路線の見直し (経路・運賃)

新規路線

公共交通網の不足している地域を中心に、地域住民 (市民・商工会・商店会・事業者・自治会・各種団体等) による地域公共交通の構築を目指す。
新規路線の選定基準

《 地域公共交通会議の設置 》

「地域住民 (利用者)」「学識経験者」「運行事業者」「行政」等で構成する地域公共交通会議において、より良い地域公共交通の実現に向けて議論し合意形成を図っていく。

地域に合った、持続可能な“公共交通システム”の確立

東村山市地域公共交通会議の進め方（平成23年度）

「東村山市公共交通を考える報告書」に示された公共交通に対する基本的な考え方（基本方針・具体的方針）について、東村山市公共交通を考える会において共有された課題や意見等を踏まえ、実効性のあるコミュニティバス事業をはじめとする、地域公共交通に関する事項について協議し、合意形成を図る場とする。

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、その他これらに関し必要な事項を協議する。
- ・ 地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークの構築に寄与する。

《 東村山市地域公共交通会議 》

- ・ 道路運送法に位置づけられている会議として、市内公共交通網の充実を図りコミュニティバス事業の再構築を目指す。
- ・ 市の付属機関として、東村山市の公共交通に関し必要な協議を行う行政組織の一部を担う。

【公共交通に対する基本的な考え方】

東村山市公共交通を考える報告書に示された「基本方針・具体的方針」を東村山市公共交通会議として継承
地域における「まちづくり」の一役として

【目標】

「基本方針・具体的方針」の実現に向けた検討
市民との協働による
「市民が守り育てるコミュニティバス事業」

具体的な方策を導く

《 構成員と役割 》

構成員	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の移動手段確保に関する支援者 ・ 地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
市民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民、利用者ニーズの代弁者（特定地区に偏ったニーズの代弁者ではない） ・ 利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画 ・ 地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者 運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画 ・ 運転者を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案 ・ 労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者の組織団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通ネットワーク構築のための事業者間調整 ・ 他地域での事例や状況を踏まえた視点からの意見・提言
交通管理者（警察）・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の合意形成を図るうえでの助言
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例等、各地での取り組みの情報提供 ・ 地域の公共交通のあり方に関する指導